

野生鳥獣の捕獲は 原則禁止です

山口県では、愛玩を目的とした野生鳥獣の捕獲が禁止となっております。野生鳥獣とは、メジロやホオジロなどを含むすべての鳥獣です。

ただし、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し、自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等は許可される場合があります。

また、狩猟や有害鳥獣の駆除などを行う場合も、行政機関の許可が必要です。

〈メジロの飼養登録について〉

現在、飼養登録されているメジロについては、その個体に限り引き続き飼養が可能ですが、毎年、飼養登録の更新手続きが必要です。

◆問い合わせ

農林課 農林振興班

☎0820(79)1002

4月1日から 家庭用パソコンの無料窓口回収を行います

周防大島町では、4月1日より使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、家庭用パソコンを対象に生活衛生課(久賀東庁舎)および各総合支所(久賀、大島、東和、橘)窓口において無料回収を実施します。

次の条件をご確認いただき、窓口において回収依頼書(周防大島町ホームページでもダウンロードできます。)に必要な事項をご記入いただき、押印のうえ回収依頼をお願いします。

▼家庭用パソコンを回収する時の条件

①回収対象物

平成15年(2003年)9月以前に購入された家庭用として使用されたパソコン本体およびディスプレイ並びにパソコン本体を基調とした標準付属品のうちマウス、キーボード、ケーブル類です。(パソコン購入時期が不明の場合でも回収に応じます。)

※他市町から持ち込まれた家庭用パソコン等は回収しませんので、各市町の分別指導要領に沿って適正に処理を行ってください。また事業活動に伴い購入・使用したのものについては産業廃棄物に該当しますので、回収しません。産業廃棄物は事業者の責任において適正に処理をしてください。なお、マウス、キーボード、ケーブル類等、標準付属品のみの窓口回収は行いません。定期収集の各ごみに分別し、ごみステーションに出してください。

②個人情報

必ず家庭用パソコンに保存されている個人情報(住所・氏名・生年月日など)を全て消去した後に、回収を依頼してください。情報を消去されていない場合、回収しません。

③回収日時

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

◆本町窓口以外で回収を希望される方

各メーカーまたはパソコン3R推進協会ホームページにお問合せください。

※各メーカーまたはパソコン3R推進協会に回収を依頼される場合、平成15年9月以前に購入された家庭用パソコン等は回収・リサイクル料金が必要になります。なお、料金概要は各戸配布の「ごみ分別の手引き平成25年4月改訂保存版」9ページおよび周防大島町ホームページに掲載しております。

○窓口で回収した家庭用パソコンはお返ししません。

◆問い合わせ

生活衛生課環境衛生班 ☎0820(79)1012

周防大島町ホームページ (<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>)

パソコン3R推進協会ホームページ (<http://www.pc3r.jp>)

第18回サザン・セト 大島少年サッカー大会

◆開催日程・場所

○3月28日(金)

午前9時～開会式

(町内4会場)

午前9時30分～

予選リーグ

(町内4会場)

○3月29日(土)

午前9時～順位別リーグ

(町内4会場)

○3月30日(日)

午前9時～決勝順位決定トーナメント

(町内4会場)

午後2時30分～決勝戦

午後3時30分～閉会式

(町陸上競技場)

◆参加チーム 48チーム

◆問い合わせ 大会事務局

☎0820(78)5048

